

# 公正な審理と公正な判決を求める要請書

福岡高等裁判所 御中

2019年10月3日、福岡地方裁判所（足立正佳裁判長）は、「本件発生当時の具体的状況等に照らすと、本件各行為が発生する具体的な危険性があったとは認められず、教官らにおいて、本件各行為の端緒を認識し、その発生を予見するなどして、本件各行為を回避することは困難であったから、教官らの対応が安全配慮義務に違反するまでということとはできない。」と、原告の請求を棄却しました。

私たちは、地裁で審理された、大学当局の資料や加害学生および教官らの証言などから、本件発生の「予見」も「回避」も十分にできたと確信します。

(1) 判決も、学生間指導での粗相ポイント制と罰ゲームは「伝統的なものとして用いられ」ていたこと、そして「殴る、蹴るなどの暴力が」起こっていた、と認定し、加害学生や教官も「学生間指導を体験した」と証言しました。これらから大学内の「暴力やいじめ」は原告が入学する以前から「伝統的」につづいており、「指導の名を借りて暴力や理不尽な対応等の行き過ぎた指導をする者が現れることも、容易に想定できる。」(判決p73)ことで、具合的危険性はあった、と考えるのが自然です。

(2) 原告の母親は、原告への「暴力やいじめ」の事実と防止について繰り返し教官に電話しています。また、学生アンケート（28年8月）では、粗相ポイント制・罰ゲームを殆どの学生が見たり、聞いたりしています。そんななか、「適宜、情報を共有し、連帯する体制をとっていた」、教官らが、本件端緒の認識も、発生と回避の予見もできなかったことは不自然です。

いじめ、暴力、パワハラ、セクハラなどは人間の尊厳を蹂躪する重大な犯罪として社会をあげて根絶に取り組んでいます。防衛大学校でも根絶されるべきです。

貴裁判所に、公正な審理と国民の理解が得られる公正な判決を要請します。

2019年 月 日

氏名	住所

【署名取り扱い団体】

◇送付先 〒822-1101 田川郡福智町赤池 1017-122 中川真佐美方

たんぼぼの会~防大裁判の原告を支える市民の会~

〒810-0041 福岡市中央区大名 2-2-51-403 日本国民救援会福岡本部